

9月20日(月・祝)～26日(日)は動物愛護週間です

環境政策課 ☎(584)4691 ☎(584)4818

犬の飼い主の皆さまへ

- **犬の登録をしましょう** 生後91日以上の子犬は、市への登録が必要です。環境政策課(もりやまエコパーク内)もしくは市民協働課(市役所内)で登録してください。また、登録内容に変更が生じた場合にも変更の届出をしてください。
- **狂犬病予防注射を受けさせましょう** 狂犬病予防注射は、4～6月に接種をする必要があります。新型コロナウイルス感染症の発生など、狂犬病の予防注射を受けることができなかった場合は、状況が改善した後速やかに狂犬病の予防注射を受けさせましょう。
- **ふんや尿の後始末は飼い主の責任です**
- **無駄吠えをなくしましょう** 一般財団法人滋賀県動物保護管理協会(☎0748(75)6522 ☎0748(75)3295)では、無駄吠えを防止するしつけ教室を実施しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。
- **放し飼いはやめましょう**



ホームページ

猫の飼い主の皆さまへ

- **猫は室内で飼いましょう** 近隣トラブルの防止や交通事故、病気の予防のためにご協力ください。
- **不妊・去勢手術をしましょう** 望まない妊娠を減らすため、手術をしましょう。
- **野良猫への無責任な餌やりはやめましょう** 餌を与えるのであれば、飼い猫として責任を持って室内で飼いましょう。

飼い犬・猫が行方不明になった、迷い犬を保護した場合

飼い主のもとに帰れるよう、次の内容を下記の連絡先に伝えてください。日ごろから犬の鑑札や連絡先(飼い主の名前や電話番号)の書かれた迷子札をつけることも大切です。

○伝える内容

- 飼い主(保護した人)の住所、氏名、電話番号
- いなくなった(保護した)場所、日時
- 特徴(種類、毛色、毛並み、性別、首輪の有無と色など)

○連絡先

- 県動物保護管理センター(☎0748(75)1911)
- 守山警察署(☎(583)0110)
- 環境政策課(☎(584)4691)



トレイ類指定袋の 差額交換を実施します

10月からトレイ類指定袋が使用できなくなるため、新しい指定ごみ袋(10枚入り)と差額交換を行います。

時10月1日(金)～令和4年3月31日(木)

所ごみ減量推進課(もりやまエコパーク内)、市民協働課(市役所内)、各地区会館 ※開庁、開館時に実施

内未使用のトレイ類指定袋1枚を10円と換算し、新しい焼却ごみ指定袋(10枚入り)または破碎ごみ指定袋(10枚入り)と差額交換します。

他・販売店で交換はできません。

- 現金と交換することはできません。
- 粗大ごみ処理券と交換することはできません。
- 現行の焼却ごみ指定袋と破碎ごみ指定袋は差額交換の対象ではありません。使用期限はありませんので、引き続きご利用ください。

(例)新焼却ごみ指定袋「中」(30L)と交換



ごみ減量推進課

☎・☎(584)4692 ☎(584)4818

事業所から排出されるごみの 適正な処理をお願いします

10月1日(金)から稼働する新環境センターでは、廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類などの産業廃棄物、缶やびんなどの資源物の受け入れ規制を強化し、より一層ごみの適正処理を推進していきます。

事業所から排出されるごみ(以下、事業系廃棄物という)は、事業者が責任を持って処理する義務があります。例えば、住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭から排出されるごみとして出すことはできません。事業系廃棄物を出す際は、許可業者に収集を委託するか、自己搬入のみとなります。



住居部分のごみは家庭系廃棄物

店舗部分のごみは事業系廃棄物

ごみ減量推進課

☎・☎(584)4692 ☎(584)4818